

高根沢町立西小学校いじめ防止基本方針

平成27年4月策定
令和7年10月改定

いじめは、人間の尊厳を侵害し、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。いじめは、どの学校、どの学級、どの子にも起こりうるものであるという認識のもと、学校は、家庭や地域その他関係者との連携を図りながら、学校全体で組織的にいじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の充実と早期発見・早期対応に取り組むことが必要である。この度、いじめ防止対策推進法が施行され、「栃木県いじめ防止基本方針」「高根沢町いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等の対策に関する基本方針を定めるものである。

I いじめの防止等の対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは全ての児童に関する問題で、すべての児童が安心して学校生活を送り、学校の内外でいじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- 町、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して、いじめの問題を克服することを目指す。

(2) いじめの定義

いじめとは、「いじめ防止対策推進法第2条1項」に規定されているように、以下のように捉える。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの理解

いじめは決して許されない行為であり、また、どの児童にも起こりうるものであり、「暴力」を伴わないいじめであっても、生命、身体に重大な危険を生じさせることもあることを念頭に、いじめられた児童の立場にたつことを基本に対応にあたらなくてはならない。

(4) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの防止

- 全ての児童が、周囲の友人や教職員と信頼関係を築き、安心・安全に学校生活を送るとともに、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努めることで、学校全体としていじめの未然防止に取り組む。そのため、

学校教育活動全体を通し、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、異学年による「なかよし班活動」やよさを認め合う「きらり☆にしのきっ子」の取組等の日々の活動を行う中で、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を構築する力の育成を図る。

- 学校の教育活動全体を通じて、児童ひとり一人の内面理解に基づき、全ての児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる授業づくりを進める。このことを基盤として、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、生命を尊重する心や規範意識を育む道徳教育、人間関係を築く特別活動、他者・社会・自然との関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育てる。

(人権教育の実施)

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。このことを児童ひとり一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育まなければならぬ。本校では、全ての教育活動に中に常に人権尊重の視点をもち、取り組んでいるが、さらに人権週間における重点的な取組等を通した児童の学びと保護者への啓発等、あらゆる機会の中で人権教育を進めていく。

(道徳教育の実施)

「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない」態度を育成するために、全教育活動を通じて、道徳教育の充実に努める。道徳の時間を最大限に活かし、生命を大切にする心や互いに認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼関係や友情を育む道徳教育を進めていく。

(体験活動の実施)

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感を醸成する。4年生の那須高原自然の家への遠足、5年生の臨海自然教室、6年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

(分かる授業づくり・楽しい授業づくりの推進)

本校は、全ての子どもたちが、授業の中で自分の考えや思いを表現しながら主体的に参加できること、そして、全ての子どもたちが分かる喜びを実感できる授業を目指して授業づくりを行っている。そのことを踏まえて、教職員は一丸となって、分かる授業・楽しい授業づくりを進め、適切な環境づくりに努め、児童の心や生活を安定させ、いじめを予防する手立ての1つとなることを認識して、授業改善に取り組んでいく。

- 児童がいじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け、自主的に行動することができるよう指導する。
- 「いじめは決して許されるものではない」「いじめはどの学級にも起こりうる」という認識を全教職員がもち、いじめのない学校を目指して、家庭や地域との連携を図り、いじめ防止の取組の充実、いじめの早期発見・早期対応・早期解決に努めていく。

② いじめの早期発見

- 「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童のささいな変化や兆候であっても見逃さず、積極的に認知できるよう、教職員が児童と共に過ごす機会を大切にする。
- 具体的には、次のような態様が考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれにされたり、集団によって無視されたりする。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷されたり、嫌なことをされたりする。 等

- 定期的なアンケート調査や教育相談の充実・相談窓口の周知等により、児童や保護者がいじめを訴えやすい環境を作る。
- 職員打合せや職員会議後に児童指導連絡会議を開き、全職員で児童の情報交換を行い、共通理解を図る。また、教職員とスクールカウンセラーが情報を共有できるようにする。

③ いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合は、直ちにいじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保し、できるだけ不安を取り除く。
- いじめであると判断されたら、組織的対応を行う。被害・加害児童とともに保護者への助言を行いながら、家庭と連携を図り、問題の解決に努める。いじめられた児童や保護者に対しては、心のケアや弾力的な措置（別室での学習等）、いじめた児童や保護者に対しては継続した助言等を行う。
- 対応にあたっては、教育的な配慮のもとに行う。
- 必要に応じて町や関係諸機関との連携を図る。

④ 地域や家庭との連携

- 家庭、地域との連携を密にして、児童を見守る体制の整備に努める。
- 家庭に対して、必要に応じて学校や関係諸機関等と連携をとることに対して啓発を行う。
- 地域に対し、児童を見守るスクールガード等の活用を推進することや学校、関係諸機関等への情報提供に努めることの啓発を行う。
- 学校運営協議会等において、地域の代表者やPTA役員等と学校の教育活動の取組や課題を共有し、学校と地域、家庭との連携を図る。

⑤ 関係機関との連携

- 必要に応じて、町教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、警察署等と連携して対応する。

2 学校におけるいじめ防止等の組織的な取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、いじめ等に係る校内組織を設置する。

「いじめ対策委員会」

（構成員） 校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、保健主事、学年主任、

養護教諭、道徳教育推進教諭、教育相談担当、人権教育主任、スクールカウンセラー、その他委員会が必要と認めたもの（場合によっては学校運営協議会委員、心理の福祉の専門家、医師 等）

- ・いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめの定義」に照らしたいじめの認知
- ・いじめ防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・校内研修会の企画・立案
- ・定期的なアンケートと教育相談の実施による情報収集と結果の分析、共有
- ・いじめの事実確認、指導計画の実施状況の把握と改善
- ・保護者や地域の協力を得るとともに、保護者や地域に対して学校の取組に関する情報の提供

(2) いじめの防止等に関する取組

① いじめの防止（※年間計画は別表）

ア 学級経営の充実

- 活動の成果や個人の長所を認め合う場を設けるなどして自己肯定感を高められる活動を工夫し、「居がい感」のある学級作りに努める。
- 「分かる・できる・楽しい授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

イ 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育成する。

ウ 異学年交流の充実

- 縦割り班活動である「なかよし班活動」や異学年による「清掃活動」、「なかよし集会」の実施などを通し、異学年で協力したり協調したりすることを学び、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

エ 教育相談体制の整備

- Q-U調査の実施から学級と児童それぞれの成果と課題を明確にし、学級集団や児童への対応策を職員研修等を生かして考え、実践していく。
- 学期ごとに児童対象にアンケートを実施した後、教育相談や個人懇談等を実施し、児童一人一人の内面理解に努める。
- スクールカウンセラーとの効果的な面談等の実施に努める。

カ 学校間の連携

- 幼稚園や保育園、中学校と情報交換や交流学習を実施する。

キ インターネット等でのいじめに対する対策

- 学級活動等でインターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させるなど発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に実施する。

② いじめの早期発見

ア 日常的な観察

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識

し、児童と共に過ごす機会を積極的に設け、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努める。また、児童のノートや日記等などから児童の交友関係や悩みを把握する。

- いじめの相談窓口を知らせる掲示板や相談箱を設置し、相談しやすい環境づくりをする。

イ いじめ調査や教育相談アンケートの実施

- 定期的にいじめに関する調査を実施したり、教育相談を実施したりして児童の思いをくみ取る。また、様子を把握する。

③ いじめに対する組織的対応

- いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに「いじめ対策委員会」等を開くとともに教職員全員で共通理解を図り、役割分担を明確にして組織的に対応する。
- いじめられた児童を守るとともに、いじめた児童に対しては相手の苦しみや痛みに思いをはせる指導を十分に行うとともにいじめは決して許されない行為であるという人権意識をもたせる指導に努める。
- 保護者へはいじめ解消に向けての具体的な対策について丁寧に説明するとともに、今後の指導や連携について十分協議する。
- 町教育委員会や関係機関・専門機関との連絡調整を密に行う。

④ いじめ解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることである。相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者との面談等による確認を行う。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめ防止対策推進法第28条第1項」規定されているように、以下のように捉える。

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態、及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態をいう。

(2) 重大事態の報告

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた

場合、また、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合、速やかに町教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

- いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 町教育委員会と協議の上、必要に応じて当該事案に対処する組織を設置する。
- 調査にあたっては、いじめ行為がいつ、だれから行われ、どのような態様であったか、それまでの人事関係や背景事情はどうであったか、教職員はどう対応したか等の事実を明確にし、再発防止も視点において調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 関係者の個人情報に十分配慮する。
- 調査結果を、町教育委員会に報告する。

4 その他重要事項

(1) 基本方針の見直し

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその数のみ評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果に基づく改善案を設定していくなどして見直しを図り、実践を続けていく。

(2) 学校における「いじめ防止基本方針」等の策定状況の確認と公表

学校の基本方針について、ホームページで公表する。